

201401016A

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

性的虐待事案に係る児童と その保護者への支援の在り方 に関する研究

平成26年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 岡 本 正 子

平成 27(2015)年 3 月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

性的虐待事案に係る児童と その保護者への支援の在り方 に関する研究

平成26年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 岡 本 正 子

平成 27(2015)年 3 月

目 次

I. 総括研究報告書

- 性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援の在り方に関する研究 …………… 1
岡本正子

II 分担研究報告書

1. 児童相談所における性暴力被害児への支援の在り方 …………… 13
山本恒雄、渡辺 直、青木栄治、渡辺裕子、妹尾洋之、稲葉史恵、
大久保牧子、丸山恭子、和田一郎、中嶋佐智子
2. 性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした …………… 33
家族支援の在り方に関する研究
岡本正子、薬師寺真、青井美帆、平岡篤武、野坂祐子、薬師寺順子
渡邊治子、前河 桜、佐藤朋幸、氏原奈穂、島 ゆみ、河野真寿美
池田かおり、加藤典子、増井香名子、丸橋正子、伊庭千恵、佐々木敦志
3. 情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への支援の在り方に関する研究 …………… 93
八木修司、塩見 守、高田豊司、中垣真通、中村有生 新美裕之、
早川 洋、樋口純一郎、平岡篤武、森 歩夢

- III 研究成果の刊行に関する一覧表 …………… 149

性的虐待事案に係る児童とその保護者への 支援の在り方に関する研究

研究代表者 岡本正子（大阪教育大学教育学部 特任教授）

研究要旨

本研究は、先行研究、特に平成20～22年度の厚生労働科学研究「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」（研究代表者柳澤正義）の研究成果、及びその実践を経てさらに明らかになった「性的虐待・家庭内性暴力被害を受けた子どもとその保護者への支援」の課題に焦点をあて、より実践的な対応と継続した治療的な支援の在り方を開発するものである。

本研究は3班で構成し、各研究班においては、①一時保護過程における子どもへの対応・支援につき、児童相談所としての統一的な基本的対応手順、手法をより具体的に整理すること、また一時保護所における入所直後からの初期対応の標準的対応課題の整理と一時保護における試行版マニュアルの提案、②子どもへの支援に不可欠な非加害保護者を中心とした家族への、初期対応時点から中・長期的視点を踏まえた支援の在り方、③情緒障害児短期治療施設・児童養護施設における子どもと保護者への治療的支援の在り方を開発し、3つの研究班の平成26～27年度の活動を通じてのガイドライン完成、あるいは提案・紹介型のガイドブックの作成提供を行うことを目的としている。

研究は2年計画で実施され、初年度である本年度は、各現場における実態を把握するための質問紙調査の実施と分析、また各研究班における討議を行い、ガイドラインの全体構成と項目の検討を行った。

分担研究①

児童相談所における性暴力被害児への支援の在り方（研究分担者 山本恒雄）

性的虐待・家庭内性暴力被害にあった子どもの児童相談所における平成25年度の実態把握のため、全国207か所の児童相談所を対象に質問紙調査を実施し171か所からの回答（回収率82.6%）があった。初期被害調査の実施は90児相（66.7%）が実施しているなど、初期対応についての整備は平成23年度に比べても徐々に進んできている様子がうかがわれた。また一時保護については、本人の同意が無いと保護をできないとする児童相談所が虐待全般で8.8%、性的虐待で7.6%あり、さらに一時保護所側の受け入れとしては本人の同意が無いと受け入れられないとするところが18.1%、性的問題や子どもの状態が悪いため保護できないことがあるとするところは32%にのぼるなど、一時保護所の体制整備と共に職権保護のあり方そのものについて、まだ議論が尽くされる必要があるとみられた。性的虐待・家庭内性暴力被害にあった子どもに保護所で認められる問題行動経験率では、平成23年度の全児相の調査と同様、多彩な問題・症状を経験する事例が多いことがうかがわれ、これらに対して特別な支援プログラムを実施しているのは少なく、また一時保護所での性暴力被害児への対応・支援についてマニュアルを整備しているのは一部整備～検討・作成中を含めても12%、25か所程度にとどまっていた。こうした状況に対して、一時保護過程における子どもへの対応・支援につき、児童相談

所として統一的な基本的対応手順、手法をより具体的に整理する必要があることが明らかとなった。また、一時保護所における入所直後からの初期対応の標準的対応課題を整理し、それらを試行版マニュアルとして整理と提案を試みることを課題とした。

分担研究②

性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした家族支援の在り方に関する研究（研究分担者 岡本正子）

全国の児童相談所 207 か所を対象に「性的虐待を受けた子どもの非加害保護者を中心とする家族支援」の実態を把握するために質問紙調査を行い、173 か所（回収率 83.6%）から回答を得た。その結果、各児童相談所における性的虐待相談状況には大きなばらつきがある実態が明らかになった。また性的虐待以外の家庭内性暴力被害相談件数は、性的虐待件数の 3 分の 1 強を占めており、その中でも加害者がきょうだいの件数が一定あり、児童相談所においては性的虐待のみならず、家庭内性暴力の問題への対応も大きな課題となっている現状も明らかになった。「非加害保護者支援ガイドライン」については、約 9 割が「必要／ある程度必要」と回答していたが、独自のガイドラインを「作成／ある程度作成」している所は約 15%と、殆どの児童相談所において作成していない現状も明らかになった。また調査からは初期対応時点における非加害保護者を中心とした家族支援の実態や困難な内容、初期対応後に被害児童が施設入所した場合の支援と機関連携の課題、在宅支援の現状と課題も一定把握された。さらに性的虐待と DV 相談との関連に関しては、性的虐待の背景に DV がある事案は一定数あるとの印象を持っており、しかしその対応には困難があるとの回答が多く（85%）、さらに児童相談所と DV 相談機関との連携には課題がある状況も浮かび上がった。これらの結果と研究協力者会議での討論を踏まえて、非加害保護者・家族支援に関するガイドラインの全体構成と項目の検討を行った。

分担研究③

情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への支援の在り方に関する研究（研究分担者 八木修司）

情短施設における、被性的虐待児童に対する施設生活の支援の実態や心理ケア、ソーシャルワークのあり方、児童相談所や医療機関などの連携の状況を把握するために、今年度は、全国情短施設 38 か所を対象に質問紙調査を実施した（回答 34 か所、回収率 89.4%）。全入所児童 1,030 名のうち、被虐待児童数は 780 名（67.6%）で、入所理由の第 1 順位が児童虐待防止法の定義にそう被性的虐待は 43 名であった。また児童虐待防止法の定義には沿わない家庭内性暴力被害児童は 28 名であり、合計すると 71 名の性的虐待 / 家庭内性暴力被害児童（全入所児童の 6.6%）が入所していた。

子どもの安全取り組みとして、対人関係の調整、今日における SNS などへの対応や、施設内の性教育の現状と課題が明らかになった。さらに、性的虐待を受けた子どもの治療については、治療施設として被性的虐待事例への基本的なアセスメントと心理治療のスキルを身につけ、一定水準以上の対応力を有していることがうかがえた。その内容は、殆どの施設で実施されているものと、一方で被性的虐待児童への具体的な対応と考えられる項目についての実施率は高くなかった。しかし、「性的虐待を受けた子どもを受け入れるにあたっての職員の意識」は、64.7%の施設が「社会的使命であるので、入所が必要な児童はなるべく受け入れるようになっている」と答えており、実際、「最近 3 年間の被性的虐待児童の入所支援による変化」の質問でも、2 / 3 の施設において被性的虐待児童が入所支援によって改善していると捉えていた。現在の情短施設では必ずしも被性的虐待児童に特化した支援が行えているわけではないが、被虐待体

験一般に重要と思われる「安心できる生活」「治療的な関与」「境界線が明確な生活」といった支援を徹底することで、被性的虐待児童が改善しているのではないかと考えられた。

研究分担者

岡本正子（大阪教育大学教育学部）

山本恒雄（日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部）

八木修司（関西福祉大学 社会福祉学部）

A. 研究目的

児童相談所における性的虐待対応については、平成 20～22 年度の厚生労働科学研究（研究代表者柳澤正義）によって一定のとりまとめが行われ、その成果として「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」、「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」が策定された。「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」に関しては全国各自治体での研修及びトレーニングが実施され、通告後の被害確認率は、平成 19 年度の 42% から平成 23 年度には 93%（全児相 2013）に向上したが、同時に家庭内性暴力被害で緊急保護された子どもの一時保護所での初期対応の課題や、施設入所後の治療的支援の課題などを明らかにする結果ともなり、家庭内性暴力被害に遭った子どもへの初動からの治療的対応の必要性がより浮き彫りになった。また、家庭内性暴力被害に遭った子どもへの支援に不可欠な非加害保護者・家族支援に関しても、一連の研究成果は「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」と「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」に対応指針として一定反映されたが、しかし児童相談所における初期対応時点からの非加害保護者支援への取り組みはまだ端緒に着いたところで個別的な取り組み状況であり、DV 事案に併発した家庭内性暴力事案における非加害保護者支援など、困難事例への取り組みは大きな課題となっている。

さらに児童福祉施設に入所した子どもへのケアを目的に開発された「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」は、指針の対象として中核的な施設職員を対象として開発されており、また治療的アプローチに関する詳細な実態の把握は行っていない。

これらの状況を踏まえて本研究は、以下の分担研究で構成した。①一時保護所における支援の在り方に関する研究、②家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした家族支援の在り方に関する研究、③情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への支援の在り方に関する研究。

これら 3 つの研究班の平成 26～27 年度の活動を通じてのガイドライン完成、あるいは提案・紹介型のガイドブックの作成提供を行うことを目的とするものである。

B. 研究方法

本研究は、3 つの分担研究で構成されているが、各分担研究の研究テーマは相互に関連していることから、研究全体の整合性、統合性を確保するため、研究代表者は分担研究間の調整等、全体的な統括も行った。

初年度は概ね実態把握と課題整理、および具体的な課題解決についての研究を行い、それらを踏まえてガイドラインの全体構成と項目の選定を行った。研究の 2 年目にはガイドライン案を策定し、協力児童相談所からのフィードバックを経て、ガイドラインを完成する。

1. 児童相談所における性暴力被害児への支援の在り方（研究分担者 山本恒雄）

性的虐待・家庭内性暴力被害にあった子どもの児童相談所における対応実態については平成 19 年度（山本／柳澤 2009）平成 22 年度（山本 2011）、平成 23 年度（全国児童相談所長会 2013）の 3 度にわたって調査が実施されてきたが、刻々と変化する対応状況について、あらためて平成 25 年度の実態を把握するために、全国 207 か所の児童相談所へ Web による質問紙調査を行い、171 か所からの回答（回収率 82.6%）を得、調査結果の集計と分析を行った。また、先行研究からは、一時保護過程における子どもへの対応・支援につき、児童相談所として統一的な基本的対応手順、手法をより具体的に整理する必要があることが明らかとなっている。

本研究ではこうした認識に基づき、性的虐待・家庭内性暴力被害にあつて保護された子どもにつき、一時保護のプロセスからの児童相談所としてケースマネジメントにおける子どもへの対応・支援の手順と、一時保護所における入所直後からの初期対応の標準的対応課題を整理し、それらから一時保護における試行版マニュアルの項目の抽出と整理を行った。

2. 性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした家族支援の在り方に関する研究 (研究分担者 岡本正子)

より実務的で有効性の高い、非加害保護者を中心とした家族支援ガイドラインの策定のために、児童相談所における性的虐待相談対応や非加害保護者を中心とした家族への対応と支援、配偶者暴力相談支援センター等他機関との連携の実態や対応上の課題を把握することを目的に全国 207 カ所の児童相談所への質問紙調査を実施し、単純集計による分析を行った。配布数は 207 部、回答数 173 部 (46 都道府県 18 市より回答) で、回収率は 83.6%であった。

また、より具体的な支援内容を把握するために、質問紙調査の回答を踏まえて調査依頼を行い、受諾した 3 か所の児童相談所への聞き取り調査を行った。さらに国内外の文献・資料の収集を行い、これらを踏まえてガイドラインの構成と項目の選定を行った。

3. 情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への支援の在り方に関する研究 (研究分担者 八木修司)

性的虐待や家庭内性暴力被害を受け、情短施設に入所した子どもに対して、①子どもの安全を守る取り組み、②治療についての基本的な取り組み、③性に関する支援、④性的虐待を受けた子どもの治療、⑤家族との関係の回復や関係機関との連携について実態を把握し、ガイドライン作成に資するために、全国の情短施設 38 施設に質問紙調査を行い、単純集計による分析を行った。配布数 38 部、回答数 34 部、回収率は 89.4%である。

(倫理面への配慮)

本研究では、児童相談所、児童福祉施設における性的虐待・家庭内性暴力被害への対応と支援実態を把握するために、質問紙調査及び聞き取り調査を行った。調査に関しては、個人情報の扱いに留意し、個人が特定されるような情報項目は排除するとともに、分析は数値的に処理し、集計結果のみを公表する。その際、回答は

調査対象である個々の機関として許容される範囲の情報提供とし、それをもって情報提供の同意とした。また集計・解析をおえた原資料については、廃棄処分とする。これらの要件に関して、日本子ども家庭総合研究所における倫理委員会の審査・承認を受けており、また同研究所における COI 委員会の審査・承認を受けている。

C. 研究結果

1. 一時保護所における支援の在り方に関する研究 (研究分担者 山本恒雄)

ガイドライン 2011 年版による性的虐待・家庭内性暴力被害事案への対応の周知状況は平成 23 年度が 82.9%であったのが、平成 25 年度には所全体、虐待担当組織 (所によって体制は異なる) 共に 90%台に上昇していた。また対応体制においてはガイドライン 2011 年版に従っている所が平成 23 年度には 41.3%であったのが、平成 25 年度には 49.1%に、独自のガイドラインに従っている所が 3.3%から 15.6%になり、一般的虐待対応手順に従っているとする所が 52.1%から 32.9%に減少していた。平成 25 年 8 月の虐待対応手引きの改正と併行して同じ年度に特化した対応への変化が認められている。

一時保護については、本人の同意が無いと保護をできないとする児童相談所が虐待全般で 8.8%、性的虐待で 7.6%あり、さらに一時保護所側の受け入れとしては本人の同意が無いと受け入れられないとするところが 18.1%、また定員オーバーの場合、原則保護を受け入れられないとするところも 12.3%、さらには性的問題や子どもの状態が悪いために保護できないことがあるとするところは 32%にのぼり、一時保護所の体制整備と共に職権保護のあり方そのものについてはまだまだ議論が尽くされる必要があるとみられた。

性的虐待・家庭内性暴力被害にあった子どもの保護所で認められる問題行動経験率では、50%を超える経験率に達したのは、性的問題行動、対人トラブル、気分変調・パニック、自傷行為、PTSD や解離症状で、平成 23 年度の全

児相の調査と同様、多彩な問題・症状を経験する事例が多いことがうかがわれる。

これらの問題行動に対して特別な支援プログラムを実施しているのは1.2%（2か所）と少なく、個別にその都度対応している実態が中心である。また一時保護所での性暴力被害児への対応・支援についてマニュアルを整備しているのは3.5%（6か所）で一部整備～検討・作成中を含めても12%、25か所程度にとどまっている。

児童相談所としての初期対応に関する手順はガイドライン2011年版で一定の手順が整理されているが、一時保護所との協働による詳しい手順の整理は未整備であった。特に一時保護に関する全国的な統一的手法は確立しておらず、状況も様々であることが明らかとなっている。

本研究班では、事例経験数が多い都市部の児童相談所の経験を軸にその対応体制の整理を進めることとした。そこではまず、職権保護のあり方、その際子どもへの心理教育、治療教育的な初期対応から、児童相談所による一時保護の告知、保護直後からの一時保護所での一時保護所職員、児童相談所職員による子どもへのアプローチなどが識別された。

またこれらから整理されたケアのポイントの要点は以下になる。

- 1) 初期の被害経験の暴露と直面化のショックへの支援
告白したことの正当性、被害の認識と告白内容を信じるとの告知、困惑や当惑、後悔や不安への配慮・サポート、体調やPTSDや解離性幻覚への注意、睡眠など健康面についての支援、情報の透明性の確保、質問や意見表明の自由の保障など
- 2) 一時保護所入所直後からの支援
ヘルスケアへの注目 ただし、子どもに性被害があるからということでの特別視はしないのが重要。対人面やケアパーソンの確保と関係の定着の支援、被害確認面接や医学診察前後のストレスのサポート、自尊心の保障、リラックスできる場所の確保、多重再被害問題の防止等
- 3) 長期の課題

ネグレクトの多い成育歴の克服、社会化、感覚・感情の明確化とそのフィードバック、すべてを話せる人の確保。

トラウマのケアとしてはトラウマ体験後の回復・成長支援が課題

2. 性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした家族支援の在り方に関する研究（研究分担者 岡本正子）

全国児童相談所への質問紙調査から次のような現状と課題が把握された。

1) 平成25年度厚生労働省福祉行政報告によると、性的虐待相談は全虐待対応件数の2.14%で、都道府県別地域差は2～198件と大きい。1児童相談所あたり、平均7.64件/年である。一方、今回の調査で把握できた家庭内性暴力被害件数は、207児童相談所における性的虐待件数の約3分の1に匹敵していた。（調査の回収率は83.6%であるため、全児童相談所で対応している件数はこれより多いことが推察される。）また家庭内性暴力事案の内訳では、きょうだい間性暴力の件数が27.6%を占めており、その場合、被害児童又は加害児童の保護・入所率も高く、要保護性の高さが伺われた。

「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」は8割の児童相談所で活用されていた。一方、独自の「非加害保護者対応ガイドラインやマニュアル」作成状況は、「作成/ある程度作成」している児童相談所は15.2%にとどまっていた。「作成/ある程度作成」と回答した児童相談所について自治体単位で見ると、性的虐待対応件数が多い自治体か、あるいは年間の件数は多くはないが大都市に近接している先進的に取り組んでいる自治体が作成している状況が窺われた。

2) 子どもの一時保護については、9割近い児童相談所が困難な状況があることを感じており、その理由として「事実の確証が持てない」や「家族の抵抗・拒否」よりも、「子どもの抵抗・拒否」に最も難渋している状況が伺え、守るべき子どもの一時保護に関する抵抗・拒否をどう理解し対応していくかの課題が示された。

この結果に関しては、一時保護所における支援に関する分担研究班の調査結果と連動しながら整理し、ガイドライン作成時に2つの研究班で調整する必要がある。その場合、本研究班においては、性的虐待が起こった家族のアセスメント、殊に「非加害保護者が子どもを守る力」のアセスメントをどのように行えるのかという視点からの整理も必要になると考える。

3) 非加害保護者への対応と支援に関しては、初期対応時の非加害保護者との個別面接や、介入後の継続面接は概ね行われており、非加害保護者をキーパーソンと位置付け、関わっている状況が明らかになった。しかし、性的虐待事実の受け止めや、問題の背景を考えていくことなど、非加害保護者の内的な問題をどのように扱っていくかについては、初期対応においても継続支援においても課題があることも示された。

非加害保護者と扱う支援課題に関しては、介入的な初期対応や継続支援の中において、虐待事実の認否や子どもを守る姿勢の有無で取り組み課題に差があることが客観的に示され、子どもを守る姿勢を一定持っている時は支援項目について概ね扱っているが、非加害保護者が事実を否認し子どもを守る姿勢が不十分な場合は、虐待の直面化で難航しており、そこにどのような関わりができるか、児童相談所にとっての大きな課題であることが改めて明らかになった。

4) 施設入所後の支援状況として、施設との情報の共有は行われていた。その際、子どもが問題整理をするために、適切なタイミングで児童相談所が家族状況について説明することは欠かせないが、実際、説明の困難さを感じている現状として、「子どもが家族を拒否している」を筆頭に、「家族が子どもを拒否」、「虐待者が家族と同居」がある事が示された。この結果は、性的虐待事案における親子の心理的葛藤を踏まえた非加害保護者支援の重要性を表しているが、同時に、どこまで扱えるかの難しさをも表している結果である。

5) 初期対応後、及び施設からの家庭引き取り後の支援者は、保護者・家族にはCW中心に、子どもには心理司とCWが協働している現状

があり、その取り組み内容も一定把握された。また、子どもへの支援者として学校教員の存在もあり、在宅支援に当たっては教育との連携も視野に入れる必要性が示された。

支援期間は半年～2年未満が74.6%と、一定の期間フォローが続けられていた。また初期対応後在宅支援の課題として、どの時点で終了にするか、それまでに何を子どもと保護者へ伝えるか、さらに18歳以降のつなぎ（児童相談所が対応する年齢を超えてフォローが必要な場合）の機関連携の在り方、についても研究協力者会議で提示されており、ガイドライン作成時に項目として入れる必要がある。

6) 性的虐待におけるDV相談との関連を見た。アセスメントや対応時に、「背景にDVがある可能性を意識している」のが90%と大半であったが、実際にケース対応の中でDVが背景にある性的虐待事例に出会う割合の印象には幅があり、3～5割（28%）を軸に、3割以下（28%）、5割以上（21%）、7割以上（13%）と拮抗していた。

パートナーと離別に至る事例は決して多くなく、大多数（85%）の児童相談所がDVのパートナーとの関係が続いていることに起因する問題（非加害保護者とパートナーとの関係解消、加害者の影響下における「非加害保護者の子どもを守る力」のアセスメント等）に難しさを感じていた。その中で、約5分の1の児童相談所で、対応上の工夫をしていた。

児童相談所とDVセンター（配偶者暴力相談支援センター）との連携状況として、児童相談所にDVセンターが併設されているのは2割であった。DV被害者である非加害保護者に対し、児童相談所は、DVの問題に焦点化したかわりを行うのと併行し、DV被害者として、DVセンターにつなぐ取り組みも大半が行っているが、その取り組み内容に関しては、DV被害者の特性を踏まえた実効性あるものにいかに近づけることができるか、検討と調査が必要なことも明らかになった。

7) 面前DV通告は性的虐待に特化したものではないが、性的虐待の非加害保護者と加害者との間にも横たわる問題の1つで子どもへの影響

も大きいため、取り上げて調査した。

面前DV 通告対応で、「子どもとの面接」は必ずしも実施されているわけではなく（7割以上実施 38.7%）、間接的な対応となっているものも少なくない現状が把握された。

DV 被害者である保護者への「DV センターの紹介」は5割以上と以下で拮抗しており、「DV センター職員との面接設定」にまで到達しているのは3割未満であった。またDV センターへの同行・同席面接を実施している児童相談所は「3割以下」が86.7%であるが、「7割以上」実施が5児相（2.9%）あり、それらの実際を機関連携の研修で取り上げていくことも重要と考えられる。

DV センターから児童相談所への通告は、ルール化されているのはわずかで、多くは事例の状況に応じて通告されていた。子どものいるすべてのDV 事例を通告とするのは、事例の状況からも、また児童相談所の状況からも難しいと思われるが、対応が必要と判断されるものは一定の判断に基づき通告できるよう、アセスメントや対応ルールの共有が不可欠である。

3. 情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への支援の在り方に関する研究 (研究分担者 八木修司)

1) 入所児童に関する統計

入所児童の1,030名のうち、被虐待児童数は780名（67.6%）であった。性的虐待が入所理由の第1順位となっている児童は、全被虐待児童数の内、49名（6.7%）であった。児童虐待防止法の定義に沿う被性的虐待は43名（全入所児童の4.0%）、児童虐待防止法の定義に沿わないが兄やその他の家族、同居者などに性的虐待を受けた児童は28名（全入所児童の2.6%）で、合計すると71名の性的虐待・家庭内性暴力被害児童（全入所児童の6.6%）が入所していた。家庭内性暴力被害としてケアを受けるべき児童が多くいることがわかった。

また、被性的虐待児童および家庭内性暴力被害児童も、高い割合で他の虐待も受けていた。このことから、性的虐待以外の虐待事例の対応時に性的虐待の可能性も視野にいれながら処遇

することが大切であり、さらに性的虐待を受けた児童のケアにおいては重複的な虐待を受けていることが多いため、総合的なケアが必要であると言える。

2) 施設生活でのさまざまな配慮（生活支援のあり方を巡って）

子どもの安全・安心を守るための取り組みや配慮について、子どもの権利を守る取り組み、子どもの安全・安心を守る取り組み、施設構造、職員配置や体制、子どもの生活の工夫（ルール）などについてみた。その結果、大半の情短施設で児童の権利擁護の取り組みが行われており、権利ノートの確認についてはやや課題があるが、施設独自に権利ノートを作成し、説明しているとの記述もあるので、権利ノート自体は活用されていると推測される。また、苦情解決制度、子どもが意見を表明する仕組み、暴力事案に対する適切な対処を学ぶ機会の確保などをしながら、日常的に申し送り等を通して職員間で情報を共有し、自らの支援を見直せるような取り組みを行っている。具体的な情短施設内の取り組みの中でもっとも実施されているのは、子ども主体の自治会であった。このような自治的な話し合いは、暴力によらない適切な方法で自分の意見を表明する機会となり、今現在の施設生活に直結することとなる。そのため、安全・安心を守る取り組みとして、あらためて積極的な意味を見出されてきているのではないかと思われる。

居室編成については1～2人部屋を中心としており、生活における小規模化がすすんでいることが分かる。このような設備面の改善は、児童間の対人距離を確保したり刺激のコントロールとして重要だが、職員配置を見直したり死角を減らそうとする努力も忘れてはならない。日々の生活では、特にトイレや入浴場面で性的な逸脱行為・問題行動が生じやすく、その対策として一人で入浴させたり、複数名で入浴したりする際には職員が入浴介助するなどの工夫も行われている。年齢や性別など多様な子ども達が暮らす施設であればこそ、職員側にも男性と女性が協力してケアする姿勢が不可欠であり、近年のようにスマートフォンやSNS、ネット関

覧への対策が急がれる現状には若手職員や子ども達との意見交換もまた大切だと思われる。

3) 性に関する支援

情短施設は子ども達の暮らしの「場」であるために、児童間での対人関係の有り様を絶えず把握できる状況にある。そうした児童間の動きをきちんと把握して場面に応じて捉えることが重要である。質問紙の結果から、異性間が生活する中で、「性教育」に関しての心理教育について取り組んでいる施設は多く、生活場面での支援や学習会形式の性教育が行われている。また、回答した全施設において、施設内における子ども間の性的逸脱行動や性的加害行動への対応経験があり、その場合、児童相談所と連携して対応している。また当該の子どもへの支援や被害を受けた子どもへのケアも実施している施設が多く、現在の情短施設において、性に関する問題が大きな課題となっている現状がみられた。

4) 性的虐待を受けた子どもの治療

ー施設内、他の機関との連携も踏まえてー

性的虐待を受けた子どもの治療については、基本的な認識や具体的な対応に関して質問した。その結果、80%以上の施設が「はい」と回答したのは、「性的虐待に関する情報を職員間で共有し、認識を共有するように努めている」(100%)、「PTSD 症状がないか常に確認している」(96.9%)、「子どもの性や自己についての認識に、歪みや不適切なものがないか確認している」(87.5%)、「虐待事実について子どもに責任がないことをきちんと説明している」(84.4%) の4項目で、被性的虐待事例への基本的な理解と対応は全国の多くの情短施設で実践されていることが窺われた。一方で、「身体を通じた治療法(リラクゼーション、自律訓練法、動作法等)を必要に応じて実施する準備がある」(53.1%)、「性的虐待が措置理由であることを、子どもと保護者と入所時に必ず共有している」(50.0%)、「被害記憶に関する治療的介入(曝露療法やEMDR等)を必要に応じて実施する準備がある」(40.6%)といった被性的虐待児童への具体的な対応と考えられる項目についての実施率は高くなかった。これに関し

ては情短施設が被性的虐待児童への支援に特化した施設ではなく、被性的虐待児童以外にも多く入所しており他の問題を抱えた児童への支援も求められる実情がある。

しかし、「入所後に性的虐待が発覚した場合」の質問では、11項目中9項目で80%以上の情短施設が「はい」と答えており、全国の情短施設で、施設内で性的虐待が発覚した場合の基本的な理解と対応は実践できていることが窺われた。一方、「性的虐待の事実確認には被害確認面接手続きが取れることを前提として施設と児童相談所で聞き取り分担を協議する必要がある事を職員に周知徹底している」(47.1%)、「子どもが性的虐待を語った時のマニュアルを作成している」(14.7%)と、全国で情短施設が新設されている現状では、マニュアルの整備は喫緊の課題と考えられた。

更に「性的虐待を受けた子どもを受け入れるにあたっての職員の意識」の質問では、「被性的虐待児童の施設入所に関しての施設のスタンス」の質問では、64.7%の施設が「社会的使命であるので、入所が必要な児童はなるべく受け入れるようにしている」と答えている。実際、「最近3年間の被性的虐待児童の入所支援による変化」の質問でも、「やや改善した」(54.5%)、「改善した」(12.1%)と、2/3の施設において被性的虐待児童が入所支援によって改善していると捉えていた。現在の情短施設では必ずしも被性的虐待児童に特化した支援が行えているわけではないが、被虐待体験一般に重要と思われる「安心できる生活」「治療的な関与」「境界線が明確な生活」といった支援を徹底することで、被性的虐待児童が改善しているのではないかと考えられた。

5) 家族との関係の回復や関係機関との連携

今回の質問紙調査において、厳しい現実が明らかとされた。すなわち、非加害保護者について、「協力的」「子どもに申し訳なく思っている」保護者が多いと回答した情短施設は33.3%にとどまり、36.4%の情短施設が「拒否的」「無関心」な保護者が多いと感じていた。これは、非加害保護者の立場が“妻(夫)”と“母親(父親)”との間で揺れ動いていることを

反映した数字であり、治療協力者になってもらうことが容易ではない実態を現していると考えられる。

そのため、多くの情短施設（66.7%）では「子どもの様子や成長・変化」を非加害保護者に伝え、非加害保護者の役割を説明する心理教育を行っているところも多い（60.7%）。「不安や混乱の気持ちを受け止める」だけでなく、より能動的な支援が必要と考えているのだろう。

子どもが非加害保護者と関係を持つに当たって重視していることは、非加害保護者に対してどのような支援をしているか伝えることと、子どもに長期的な方針等を説明することと考える情短施設が多かった（ともに51.5%）。その一方で、非加害保護者が加害保護者にどのような態度を取っているか説明することが重要とした情短施設は少なかった（27.3%）。これは、加害保護者に対する非加害保護者の態度が子どもにとって好ましいものでない場合が多いことを反映した結果だと思われる。非加害保護者が加害保護者に対して両価的な態度をとりがちなのが、子どもと非加害保護者との関係強化の妨げとなっているものと考えられる。

D. 考察

本研究は、児童相談所と児童福祉施設（情短施設及び児童養護施設）における、性的虐待・家庭内性暴力被害を受けた子どもとその保護者への支援に係る実務的ガイドラインやマニュアルの開発を目指している。開発にあたっては研究代表者及び研究分担者らが行った先行研究の成果を踏まえて、さらに課題として明らかになった部分に焦点をあてたガイドラインの作成を目的としている。

焦点をあてる課題とは、第一に児童相談所一時保護所における性暴力被害児童への介入初期からの治療的支援、第二に児童相談所及び児童福祉施設における非加害保護者を中心とした家族への対応と支援、第三に児童福祉施設における性暴力被害児童への治療的支援である。

そのために児童相談所における初期対応、すなわち通告から一時保護所での治療的支援を主として扱う分担研究①、非加害保護者及び家族

への対応と支援について、初期対応時点、初期対応後の在宅支援、初期対応から施設入所とその後の支援を扱う分担研究②、情短施設及び児童養護施設における治療的支援を扱う分担研究③、という流れに沿って研究が構成されている。

研究初年度である今年度は、各現場における現状と課題を把握するために、各班それぞれに質問紙調査を行い、課題の整理と分析、そこからのガイドライン項目の抽出を行った。

分担研究①では、平成26年度は「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」に添った初動対応としての性的虐待・家庭内性暴被害およびその疑いのある通告事例についての調査保護としての緊急一時保護と一時保護直後からの初期の調査と支援の実態について基礎的な情報収集を行った。結果として全国の一時保護の実態には相当のばらつきがあり、相談状況自体に相当の差があり、性的虐待相談件数においても（年間0件から数十件）、一時保護所の状態（常時数名から常に定員オーバーまで）においても共通性が乏しいことが浮き彫りとなった。

これらの現状から、本研究において研究班としては、常時、性問題を抱えた入所児童がいる都市部の一時保護所における初動対応に焦点を絞り、その基本的な対応のシナリオ化を試み、一時保護からの保護所での対応と相談所としてのケースマネジメントについて一定のスケジュール項目の整理を行った。次年度はこのスケジュール項目から標準的な初期対応マニュアル試行版を作成し、今年度の調査から抽出したいくつかの一時保護所へのヒアリング調査と意見交換を通じて、一時保護直後からの性的虐待・家庭内性暴力被害及びその疑いのある子ども、及びその周辺群として性被害の問題を抱えている可能性の高い子どもについての効果的な対応マニュアルの作成を目指している。

分担研究②では、初期対応時の非加害保護者との個別面接や、介入後の継続面接は概ね行われており、非加害保護者をキーパーソンと位置付け、関わっている状況が明らかになった。しかし、性的虐待事実の受け止めや、問題の背景

を考えていくことなど、非加害保護者の内的な問題をどのように扱っていくかについては、初期対応においても継続支援においても課題があることも示された。また取り扱う支援課題に関しても、虐待事実の認否や子どもを守る姿勢の有無で取り組み課題に差があることが客観的に示されており、これらに関してさらに分析を深めて、ガイドラインの内容を充実することが望まれる。

施設入所後の支援の一環として、子どもへの家族状況に関する説明に関しては、児童相談所と施設が協働で行う必要がある。しかしこのことに関する分担研究③の調査からは、「協力的」「子どもに申し訳なく思っている」非加害保護者が多いと回答した情短施設は33.3%にとどまり、36.4%の情短施設が「拒否的」「無関心」な保護者が多いと感じているとの結果が見られている。このことは、児童相談所側から見た説明に困難を感じる状況として、「子どもが家族を拒否している」を筆頭に、「家族が子どもを拒否」、「虐待者が家族と同居」という結果と表裏一体をなしているものである。すなわち、施設に入所した子どもの支援に関しては、非加害保護者の三分之一は働きかけに応じると期待されるが、三分之一は厳しい状況を現しており、拡大家族への支援も行いながら、子ども自身が施設で自立していく支援も重要になることを現している。

初期対応後、及び施設からの家庭引き取り後の在宅支援の支援者は、保護者・家族にはCWを中心に、子どもには心理司とCWが協働している現状があり、また子どもへの支援者として学校教員の存在もあり、在宅支援に当たっては教育との連携も視野に入れる必要が示された。その際、どの時点で支援を終了にするか、また終了までの子どもと保護者への支援内容、さらに18歳以降のつなぎ（児童相談所が対応する年齢を超えてフォローが必要な場合）の機関連携の在り方、についても研究協力者会議で提示されており、ガイドライン作成時に項目として入れる必要がある。

性的虐待におけるDV相談との関連では、パートナーと離別に至る事例は決して多くな

く、大多数の児童相談所がDVのパートナーとの関係が続いていることに起因する問題に難しさを感じていた。また児童相談所にDVセンターが併設されているのは2割であり、DV被害者である非加害保護者に対し、児童相談所は、DVの問題に焦点化したかかわりを行うのと併行し、DV被害者として、DVセンターにつなぐ取り組みも大半が行っていたが、しかし、「DVセンター職員との面接設定」や「DVセンターへの同行・同席面接」を実施している児童相談所は少ないなど、更なる取組の工夫や手順の整理や、対応ルールを共有する必要性が示された。また面前DV通告の際に、子どもへの性的虐待を視野に入れた対応と支援をどのように行えるのかは、今後の検討課題である。加えて、これらに関して、機関の合同研修でとり上げていくことも重要と考えられる。

「非加害保護者・家族支援ガイドライン」作成に当たっては、以上のような調査から抽出された課題を踏まえた内容をおこむ必要がある。その際、独自の「非加害保護者対応ガイドラインやマニュアル」を「作成／ある程度作成」している児童相談所は15.2%と少なく、その内容は各自治体（児童相談所）における経験の違いから個別的な性格を有していると思われるが、それらの児童相談所との意見交流を踏まえて作成する必要がある。

従って研究班では、詳細な現状の把握と作成している独自のガイドラインに関する情報収集、およびガイドラインに対するニーズなどの意見交流を目的に、今年度は3か所の児童相談所への聞き取り調査を実施した。次年度もさらに複数の児童相談所への聞き取り調査と意見交流を行い、さらにこの分野における先進的な取り組みを行っている海外の文献や情報をも参考にしながらガイドラインを作成することが現実的であると考える。

分担研究③においては、詳細な調査を行い、現状と課題の分析を行った。その具体的な分析と一定の考察に関しては結果で述べている。ここでは情短施設の置かれている現状を述べその中で性的虐待を受けた子どもへの治療機関として置かれている位置を概観しながら、今

後の方向性について述べる。情短施設は、性的虐待・家庭内性暴力被害を受けた児童以外に多くの他の被虐待児童やここでは触れなかった発達障害児童も多数入所している状況にあり、被性的虐待児童への支援に特化できない現状にある。それでも、なぜ先行研究や今回の研究においても、被性的虐待児童の支援や心理ケアに焦点化したのかは、前述したように、さまざまな虐待を重複して受けている心身ともにダメージの著しい子ども達であるからである。

何より、今回の調査アンケートに回答した全情短施設において性に関係する事案が生じて児童相談所との協議に至ったと答えており、これは情短施設だけではなく、全国の児童養護施設や児童自立支援施設も含めて大きな課題ではないかと認識している。それぞれの児童福祉施設が共通項に抱えている性の課題を踏まえて、その背景にある愛着の問題、児童の自尊感情、そこから生じる対人関係のあり方にどのようにフィットする生活支援や心理ケア、ソーシャルワークが必要かと考えており、そのためには、単なるマニュアルではなく、活きたマニュアルが児童福祉現場に必要と考える。

今回の調査で、一定の情短施設の実態把握はできた。次年度は、被性的虐待児童や関連する児童の「性」に関する生活支援や心理ケアなど（これに関連して各情短施設における性暴力問題など生活支援や心理ケア、ソーシャルワークの展開アプローチにおいて）に関しての事例把握や先進的な取り組みを調査し、ガイドラインの完成を目指すものである。

これに関しては、情短施設のみならず、多くの児童福祉施設（児童養護施設や児童自立支援施設など）で勤務する職員の生活支援や心理ケアの具体的なマニュアルが必要と感じたからであり、被虐待の子ども問題に疲弊しないための活きたマニュアルの内容とすることが期待される。

E. 結語

本研究は、子どもへの性的虐待・家庭内性暴力被害に関して、児童相談所における初期対応、一時保護所における子どもへの対応と治療

的支援、非加害保護者・家族への初期対応時の支援と初期からの継続的支援、児童福祉施設における性暴力被害児への治療的支援について、先行研究から明らかになった課題を踏まえたガイドラインやマニュアルの作成を目指している。研究初年度は、各現場への実態調査を実施して課題の整理と分析をおこない、ガイドライン項目を抽出した。次年度には研究協力を受諾した児童相談所や施設への聞き取り調査等を実施し意見交流を行い、ガイドライン策定に向かう。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

児童相談所における性暴力被害児への支援の在り方

分担研究者 山 本 恒 雄（日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部 部長）
研究協力者 渡 邊 直（千葉県中央児童相談所 主席児童福祉司兼調査課長）
青 木 栄 治（神奈川県中央児童相談所 養護課長）
渡 辺 裕 子（千葉県市川児童相談所 一時保護課長）
妹 尾 洋 之（神奈川県平塚児童相談所 子ども相談課長）
稲 葉 史 恵（神奈川県中央児童相談所 児童福祉司）
大久保 牧 子（神奈川県中央児童相談所 児童福祉司）
丸 山 恭 子（カウンセリングルーム丸山 代表）
和 田 一 郎（日本子ども家庭総合研究所 主任研究員）
中 嶋 佐智子（日本子ども家庭総合研究所 非常勤職員）

I 課 題

1-1. 児童相談所における性的虐待対応の検討経過

児童相談所における性的虐待・家庭内性暴力被害にあった子どもへの対応については、平成20年～22年度に実施された厚生労働科学研究（柳澤 2009, 2010, 2011）でその標準的な対応につき「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」（山本ら／柳澤 2011）が策定され、平成25年8月に通知された厚生労働省「子ども虐待対応手引き 平成25年8月改訂版」において、性暴力被害に遭った子どもへの対応原則と規定された。このガイドラインは通告受理直後からの児童相談所の初期対応のシステム化を図っており、通告受理直後の児童相談所職員による子どもの安全確認と初期被害調査面接、それに基づく調査保護の判断と実施、一時保護後に子どもから性暴力被害の事実を聴き取る面接（被害事実確認面接：forensic interview）、性暴力被害に関する医学診察を一定の基本手順としたことに特徴がある。また、子どもからの被害事実の聴き取りのための法的な立証性に配慮した面接（国際的には forensic interview：被害事実確認面接、司法面接などと呼ばれている）について、日本版の被害確認面接法の開発を進めていた北海道大学司法面接支援室との協同作業により、NICHD プロトコル日本版の策定と児童相談所職員への継続的な研修実施を行い、平成25年度までに約900人の児童相談職員へのNICHD プロトコルのトレーニング研修を実施した。また同時期に民間の専門技術研修活動として、アメリカ合衆国の CornerHouse が開発した RATAAC® プロトコルのトレーニング研修も日本各地で実施され、これらの専門的面接技術が児童相談所の対応システムに実装されることとなった。

これらの対応システムは平成21年度から開始された厚労科研究班による20～37自治体の児童相談所現場での試行モニター実施を経て、2011年版ガイドラインにまとめられた。こうした活動の結果、初動対応の実効性については、平成19年度、性的虐待通告の約40%であった被害確認率（性的虐待・家庭内性暴力被害として通告された件数に占める結果として何らかの性暴力被害が確認された事例の比率）が平成23年度には93%に向上した（全国児童相談所長会 2012）。

2011年版ガイドラインでは分離保護後の子どもについては、基本的なケアとして、分離直後からの個別的ケアの配慮、生活場面での安全問題の聴き取り、解離症状やストレス反応への注意、再

被害の防止、症状悪化への対応などの基本事項を整理するにとどまったが、それは全国各地の一時保護の体制・実績としての経験数、一時保護所の個別ケアの体制などに相当のバラつきが認められ、簡単には標準化・一般化が出来ないという事情による（山本ら / 柳澤 2011）。

ただし、性暴力被害にあった子どもは、一時保護されることによってそれまで隠してきた性暴力被害の事実発覚、被害事実への直面化のストレスにさらされることになり、多くの子どもに精神的な問題症状の急激な表面化、状態像の悪化、不穏状態がみとめられている（全国児童相談所長会 2012）。こうした性暴力被害にあった子どもの分離保護後の不穏状態や対応困難な行動上の問題は、性暴力被害にあった子どもに特徴的な処遇困難性として、これまでも一時保護所における対応課題として注目されてきた（安部 2009）。2011 年のガイドラインではこうした一時保護以降の子どもへの支援については基本事項の整理だけで、その詳細な対応の手順や専門的な援助については概括されるのみであった。また全国の児童相談所においても、性暴力被害にあった子どもの保護において専門的な処遇メニューを持っているのはごく一部の現場のみであった（山本ら / 柳澤 2011）。さらには一時保護以後の対応の困難さと本人の保護への抵抗を理由に、本来は一時保護が必要であるにもかかわらず、一時保護を実施できない事案も発生していること、あるいは一時保護以降の次の処遇場所がすぐに見つからず、一時保護が長期化する一因になっていることなどの状況が散見されていることも分かってきた（全国児童相談所長会 2012）。

1-2. 課題1：平成 25 年度における全国児童相談所の対応実態の把握

性的虐待・家庭内性暴力被害にあった子どもの児童相談所における対応実態については平成 19 年度（山本ら / 柳澤 2009）平成 22 年度（山本ら / 柳澤 2011）、平成 23 年度（全国児童相談所長会 2012）の 3 度にわたって調査が実施されてきたが、刻々と変化する対応状況について、あらためて平成 25 年度の一時保護をめぐる状況についてその把握を目指すこととした。

1-3. 課題2：性的虐待・家庭内性暴力被害にあった子どもの一時保護からの支援課題の整理

2011 年版ガイドラインによって通告直後からの初期対応が策定されたのと同じく、一時保護過程における子どもへの対応・支援につき、児童相談所として統一的な基本的対応手順、手法をより具体的に整理する必要があることが明らかとなった。

本研究ではこうした認識に基づき、性的虐待・家庭内性暴力被害により一時保護された子どもにつき、一時保護のプロセスからの児童相談所としてケースマネジメントにおける子どもへの対応・支援の手順と、一時保護所における入所直後からの初期対応の標準的対応課題を、2011 年版ガイドラインと、実務経験者の経験談等から抽出整理し、それらを一時保護における試行版マニュアルのための素材として提示することを目指すこととした。

II 方法

平成 25 年度の全国児童相談所における性的虐待・家庭内性暴力被害事案の対応実態の把握については、特にガイドライン 2011 年版によってシステム化されつつある初期対応や、一時保護における被害確認、医学診察の体制等につき、別紙にある調査票を用いて全国 207 か所の児童相談所からの情報収集を行った。なお個人情報の取り扱いについては、プライバシーのデリケートさに配慮し、調査情報については、一切個別事例が特定されないように配慮して扱うこと、調査対象者の特定も可能な限り避けることを基本とする。また報告においては数値情報を中心とし、個人が推定される形の呈示は避けることを原則とする。また回収された諸データは報告書のための処理が終了した時点で溶解処理されることとした。自治体への調査にあたっては個々の当事者の同意を取ること

が困難であることから、数値情報と個人情報を含まない事項のみの調査集計とし、各自治体が保持する個人情報保護条例の許す範囲内での回答を依頼することにより、調査への回答をもって個人情報保護の要件は一応満たされたものとみなすこととした。なおこの調査研究は日本子ども家庭総合研究所の倫理規定委員会の承認を得て行われる。

一時保護以降の一時保護所での対応については、児童相談所としての対応と一時保護所現場での対応について、それぞれ経験のある研究班メンバーにより、具体的な対応課題の抽出・整理を目指した検討を行った。検討にあたっては、全国の一時保護所の実態に相当のバラつきがあることが認められているので（和田ら 2014）、都市部で、多くの事例が集中してきている一時保護所での対応に検討対象を絞ることとした。

Ⅲ 結果

3-1. 全国児童相談所調査結果

3-1-1. ガイドライン 2011 の周知状況

全国207か所の児童相談所について、平成25年度の相談対応状況について別紙の質問紙による調査を行った。結果として171か所からの回答（回収率82.6%）があった。ガイドラインの周知状況については平成23年度、全国児童相談所長会による調査があり、同じ項目による調査を行った。ガイドラインの周知状況については、Q1 所全体 Q2 虐待対応組織内 Q3 ガイドラインが提示している対応体制の実施状況の3項目がそれにあたる。

Q1～Q3の回答については回答数171件の内、有効値件数は167件（回答中97.7%、全児相比80.7%）であった。結果は表1、表2の通りである。

表1. 性的虐待対応ガイドライン 2011年版の周知状況

周知状況	1. 全部読んでいる	2. 概ね目を通じた	3. 一部読んだ	4. 一応知っているが読んでいない	5. 良く知らない	合計
平成23年度 構成比	15 7.1%	89 42.2%	71 33.6%	27 12.8%	9 4.3%	211*
周知状況	1～3項目 175か所 82.9%					
平成25年度 所全体 構成比	32 19.2%	96 58.7%	25 15.0%	7 4.2%	5 3.0%	167
周知状況	1～3項目 153か所 91.6%					
平成25年度 虐待対応担当 構成比	20 12.0%	99 59.3%	35 21.0%	7 4.2%	6 3.6%	167
周知状況	1～3項目 154か所 92.2%					

* 平成23年度は支所を含め215か所を母数として調査し、この項の有効値は211であった

表 2. 性暴力被害の疑いのある子どもへの初動の対応体制について

対応体制	1. 原則ガイドライン 2011 年版に従って対応	2. 独自のガイドラインに従って対応	3. 一般的虐待対応の手引きの範囲に従って対応	4. 特に意識していない	合計
平成 23 年度 構成比	88 41.3%	7 3.3%	111 52.1%	7 3.3%	213*
整備状況	1～3項目 206 か所 96.7%				
平成 25 年度 所全体 9 構成比	82 49.1%	26 15.6%	55 32.9%	4 2.4%	167
整備状況	1～3項目 163 か所 97.6%				

* 平成23年度は支所を含め215か所を母数として調査し、この項の有効値は213であった

ガイドライン 2011 年版による性的虐待・家庭内性暴力被害事案への対応の周知状況は平成 23 年度が 82.9%であったのが、平成 25 年度には所全体、虐待担当組織（所によって体制は異なる）共に 90%台に上昇している（表 1）。また対応体制においてはガイドライン 2011 年版に従っている所が平成 23 年度には 41.3%であったのが、平成 25 年度には 49.1%に、独自のガイドラインに従っている所が 3.3%から 15.6%になり、一般的虐待対応手順に従っているとする所が 52.1%から 32.9%に減少している。平成 25 年 8 月の虐待対応手引きの改正と併行して同じ年度において性的虐待・家庭内性暴力被害事案に対しては、それに特化した対応への変化が認められている。

その他の結果については、回収された回答 171 か所中、全項目に欠損値が無いのは 135 か所（回収件数の 78.9%、全児相の 65.2%）であったので、それを母集団として集計した。

3-1-2. 初期被害調査について

通告受理直後の初期被害調査の実施は表 3 によれば、106 か所：79.1%で即日か速やかに実施される体制にあると報告されており、ガイドライン 2011 年版が薦めてきた「出来るだけ早い対応」という方針がかなり浸透していることがうかがわれる。

表 3. 性暴力被害事案についての初期被害調査の実施状況

	件数	原則即日調査	速やかに調査	事例に応じて判断	一般的な虐待調査	特に意識していない
合計	134	49	57	28	0	0
構成比	100.0%	36.6%	42.5%	20.9%	0.0%	0.0%

表 4. 初期被害調査面接技法について

	件数	子ども総研／初期被害調査面接研修による調査面接	リフカー等の技法による調査	一定の意識的工夫・設定による調査面接	一般的な虐待調査	特に意識していない
合計	134	58	16	49	10	1
構成比	100.0%	43.3%	11.9%	36.6%	7.5%	0.7%

また表 4 によれば、その際の調査手法について、日本子ども家庭総合研究所の初期被害調査面接トレーニング研修による初期被害調査面接と CornerHouse の開発によるリフカー等の専門的技法による調査を 74 か所 (55.2%) が実施し、何らかの特化された初期被害調査面接までを含むと 123 か所 (91.8%)、一般的な面接までを含めると、初期被害調査を意識していないという 1 所を除き、133 件 (99.3%) に達している。およそ性的虐待・家庭内性暴力被害に関する通告に対しては、回答のあった 134 か所の児童相談所ではほぼ全か所で何らかの初期被害調査が実施されており、その約 8 割で即日か速やかな調査が意識されている。

3-1-3. 調査保護の実施について

ガイドライン 2011 年版の大きな特徴に調査保護の実施がある。英米法下の子どもの虐待対応において、また大陸法下のヨーロッパ諸国において、性的虐待被害の疑い事案については法的な保護拘束手続きにより、速やかな子どもの身柄の安全確保と親権に対する司法判断、性暴力に関する刑事捜査のための調査が行われている (町野ら 2012)。これを調査保護と呼び、日本でも日弁連の子どもの虐待防止・法的実務マニュアル (日本弁護士連合会 2012) でその積極的な運用の必要性が指摘されてきた。

性的虐待・家庭内性暴力被害事案においては、子どもは自らの被害状況を単純に「被害」とは捉えず、自分のことを家族に仇をなし、家族を裏切って加害者と共に悪事を働いてきた「悪い子」と捉えている。また被害事実の発覚は結果として、自身が家族の中の居場所を失うことになってしまう、とりわけ非加害の保護者、被害状況の中で子どもが最も頼りと期待する非加害の保護者を、自身の行為の発覚が深く傷つけてしまい、自分と非加害の保護者の絆がそのために破壊され、非加害の保護者の愛と信頼を失ってしまうことを子どもは最も恐れるのである (Summit 1983)。

こうした子どもの反応は 1980 年代から英米の刑事法廷では、被害の立証をめぐる論争、において CSAAS(Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome: 性的虐待順応(調節)症候群)問題として取り上げられて来た。日本では子どもの家庭内性暴力被害事案の刑事裁判自体が少なく、そうした概念が法廷で取り上げられることも殆ど無いまま推移している。しかし、子どもの置かれている家族状況と子どもが恐れていることがらに違いは無い。児童相談所が取り扱って来た多くの家庭内性暴力被害児は、自身の被害事実が非加害保護者に知られることに強く抵抗を示しており、その理由は同じである。

こうした事情を考えると、家庭内性暴力被害の正確な事実調査は、いったん子どもを利害感情の錯綜する家族関係から分離し、慎重な調査を行うことが重要となる。そのための手続きが性暴力被害を疑われる子どもについての調査保護なのである (山本 / 柳澤 2011)。

表 5 は現時点での調査保護の実施状況を示す。調査保護を原則としているのは 52 か所 : 38.8% であるが、必要に応じて安全確保のために保護を行う、までを含めると 82 か所 : 61.2% に達して